



**南風原町高齢者外出
支援タクシー利用料金助成事業**

【問】保健福祉課 ☎889-4416

75 歳以上で町民税非課税世帯の高齢者がタクシーを利用する場合に、経済的負担の軽減や日常生活の利便性向上を図るため、タクシーの初乗り運賃相当額560円を助成をします。

- ▶**利用期限** 令和6年3月31日(日曜)
- ▶**補助金額** タクシーの初乗り運賃相当額560円
※チケットを一世帯につき一月4枚、申請月から翌年3月分まで交付。
- ▶**対 象** 75歳以上の町民税非課税世帯(施設入所者を除く。)で自家用車が無く、町内や近隣市町村に協力的な親族がいない高齢者
- ▶**申 込 み** 役場2階 保健福祉課



南風原町ペアレント・プログラムのご案内

【問】保健福祉課 障がい者福祉班 ☎889-4416
こどもセンターゆいまわる ☎851-7897

子 育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの“得意なこと”や“苦手なこと”を『行動』で理解し、より良い親子のコミュニケーションを育てる方法を学ぶ全6回の講座です。申込みについては町ホームページをご確認ください。

- ▶**日 程** 5月12日 5月26日
6月9日 6月16日
6月30日 7月14日
※各回金曜14時から15時30分
(受付は開始15分前から)
- ▶**場 所** 南風原町中央公民館2階 第1・2研修室
- ▶**対 象** ・南風原町在住の3歳児～低学年
(小学校1・2年生)の子どもの保護者
・子育てに難しさを感じており、継続した全6回のプログラム受講が可能な方
- ▶**定 員** 10人
- ▶**申込み** 4月21日(金曜)まで



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

【問】税務課 資産税班 ☎889-4413

縦 覧制度は、納税者の方が自分の固定資産(土地・家屋)の評価額について、周辺の固定資産(土地・家屋)の評価額と比較して、適正であるかどうか確認するための制度です。

- ▶**期 間** 4月3日(月曜)～5月1日(月曜)
※平日のみ
- ▶**対 象** 固定資産税の納税義務者または納税管理者、代理人(代理人の場合は委任状が必要)
※本人確認のためマイナンバーカード等が必要です。
- ▶**場 所** 役場2階 税務課(5番窓口)



育英資金貸与生募集

【問】南風原町 育英会 ☎889-2620

南 風原町育英会では、大学や専門学校に進学する方への貸与を行っています。詳しくは、町ホームページを確認いただくか、南風原町 育英会へお問い合わせください。

- ▶**入学準備金(1回限りの貸与)** 50万円以内
- ▶**貸与金額(月額)**
県外、国外の大学等に在学する方 5万5千円以内
県内の大学等に在学する方 4万5千円以内
- ▶**申 込 み** 4月21日(金曜)まで



進学応援奨学金

【問】南風原町 育英会 ☎889-2620

南 部振興会育英事業では、南部市町村の優秀な学生に対して奨学金を無利息にて貸与しております。詳しくは南風原町育英会までお問い合わせください。

- ▶**貸与金額(月額)** 県外 5万円 県内 4万円
- ▶**申込み** 4月12日(水曜)までに南風原町育英会へ書類を提出

おかげ様で創業42年

Since 1981

求む物件 査定無料

南風原町で物件を探している方がいます!

不動産売買・管理・賃貸・相続支援コンサル

おかげ様で売買仲介件数1,550件突破!

あなたのホームプランナー > 土曜・日祝営業中!! <

株式会社 南新物産 南風原本店

丸大南風原 店さん近く ☎889-4013

ナンちゃん®

お し ら せ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

南風原町役場 ☎098-889-4415(代表) 〒901-1195 南風原町字兼城686



**令和5年度
はり・灸・あん摩マッサージ助成券の交付が始まります**

【問】国保年金課 ☎889-1798

南 風原町が指定している施術所での施術について、1日1回について800円を助成します。助成券は、1人につき年度内で6枚までとなります。

- ▶**申請期間** 4月3日(月曜)から ※予算上限に達し次第終了となります。
- ▶**対 象** ①南風原町の国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方
②国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に滞納のない方
③現在、医療機関で治療を受けていない方
④保険対象の施術(はり・灸・あん摩マッサージ・柔道整復)を受けていない方
⑤末梢神経疾患または運動器疾患等による症状のある方
- ▶**必要書類** 保険証
- ▶**助成券有効期限** 令和6年3月31日(日曜)
- ▶**受 付** 役場1階 国保年金課(5番窓口)



柔道整復(接骨院・整骨院など)の施術について

【問】国保年金課 ☎889-1798

柔 道整復(接骨院・整骨院など)の施術について、健康保険で利用できる範囲が定められています。

- 健康保険を利用できる場合** —————
打撲、捻挫、挫傷(肉離れ等)、骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)
- 健康保険を利用できない場合** —————
単なる肩こり、筋肉疲労
慰安目的や打撲や捻挫が治った後のあんま・マッサージ代わりの利用
病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こりなど
- ※医療費適正化の一環として、国民健康保険証を利用して整骨院・接骨院の施術を受けた方に、後日、施術内容や施術経過、負傷の原因等の照会をさせていただく場合がございます。その業務を外部業者に委託しております。照会文書等が届きましたら期限までの回答にご協力をお願いします。

(同)スターサンクス保険事務所

AAA

～未来をつなぐ地域の総合保険代理店～

生命保険☆損害保険
見直し!相談!お見積り!
お気軽にお問合せ下さい!

南風原町照屋368サンプラザ1F
TEL098-894-6346
代表 金城 裕子



第三者行為による傷病届

【問】国保年金課 ☎889-1798

交 通事故や相手がいる場合のケガは、国民健康保険証を使用して病院で治療することができます。その際、国保年金課への事前連絡が必要です。

交通事故、相手がいるケガ、食中毒の場合 —————
交通事故でのケガの治療や他人からの暴行によるケガ、飲食店での食中毒について国民健康保険証を使用して病院で治療することができます。ただし、必ず国保年金課に連絡し、「傷病原因届」の申請をして下さい。なお、届出を行わなかった場合は過料が発生することがありますのでご注意ください。

仕事中や通勤中のケガの場合 —————
仕事中や通勤及び帰宅途中のケガについては、労災保険の対象となりますので、労災保険申請前にやむを得ず国民健康保険証を使用した場合は、必ず国保年金課まで届出をしてください。

わたしたちに
お任せください! 「**遺品整理**」「**生前整理**」
「**お片付け**」「**不用品回収・買取**」

●ご相談・調査
お見積り無料!

●沖縄本島全域対応



株式会社 **シーポワールクリーン事業部**
098-989-7774 年中無休 9:00～18:00